

# 中小飲食店や宿泊施設における受動喫煙防止対策を支援します

## 東京2020大会に向けた受動喫煙防止対策支援事業

東京都では、2020年4月の「改正健康増進法」「東京都受動喫煙防止条例」の全面施行に向け、都内の中小飲食店・宿泊施設が取り組む受動喫煙防止対策を支援しています。

### ★ 経営上の相談やアドバイスを受けたい飲食店・宿泊施設の方への専門家派遣

店舗を全面禁煙にするか喫煙専用室を設置するかなど、中小飲食店・宿泊施設の様々なお悩みに対して、専門家を派遣し、経営上の相談やアドバイスを行います。

#### 1 対象

東京都内の飲食店及び宿泊施設（個人経営・中小企業に限ります。）

#### 2 費用

無料 ※1企業当たり8回まで専門家の派遣を受けることができます。

#### 3 活用事例

- ・受動喫煙防止対策ごとの経営シミュレーションの作成
- ・補助金申請に当たって「喫煙専用室」を設置する場合の事業計画作成 など

#### 4 アドバイザー

公益財団法人東京都中小企業振興公社に登録されている飲食店等の経営に精通した中小企業診断士、公認会計士、税理士等の専門家を派遣

#### 5 申込窓口

電話番号：産業労働局観光部受入環境課 03-5320-4627(直通)

FAX番号：03-5388-1463

メールアドレス：S0290603@section.metro.tokyo.jp

※お手数ですが、ファクシミリ・電子メールの送信後は、  
上記電話番号までご一報ください。

※様式は、都産業労働局ホームページから  
ダウンロードできます。



(<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/tourism/kakusyu/syukuhaku/>)

- ◎ 東京都受動喫煙防止対策条例に関する技術的な内容などは  
福祉保健局が開設している下記相談窓口までお願いします。

【受動喫煙防止対策 相談窓口】

0570-069690（もくもくゼロ）

※相談料は無料ですが、別途通話料がかかります。